○規則第二条に定める宿日直勤務の承認について

（昭和５２年４月１日）

（沿革）

昭和５２年１２月２７日	昭和５３年　４月　１日	
昭和５９年　３月３１日	平成　６年　９月３０日	
平成　８年　３月２２日	平成１２年　３月３１日	
平成１４年　４月　１日	平成１５年　４月　１日	
平成１８年　８月１０日	平成１９年　３月３０日	
平成２２年　２月２３日	平成２４年　３月２２日	
平成２６年　３月２０日	平成３０年１２月１７日	改正

１　第２条第２号の宿日直勤務

一　警察本部において事件指揮、相談等の受理、警備、事件の捜査、調査、処理等及び初動対応を行うための宿日直勤務（平成２６年３月２０日人事委員会指令第２５号、平成２６年４月１日適用）

二　警察署における宿日直勤務（昭和４６年２月２４日人事委員会指令第６０号、昭和４６年１月１日適用）

三　警察本部において行う総合宿日直勤務（昭和４８年３月３１日人事委員会指令第６５号、昭和４８年４月１日適用）

四　警察学校における宿日直勤務（昭和４６年２月２４日人事委員会指令第６０号、昭和４６年１月１日適用）

五　消防学校における宿日直勤務（昭和４７年７月２６日人事委員会指令第２１号、昭和４７年７月１日適用）

六　小、中学校の寄宿舎における舎監の宿日直勤務（昭和４９年３月２８日人事委員会指令第４０号、昭和４９年４月１日適用）

七　県立特別支援学校及び高等学校の寄宿舎における宿日直勤務（昭和５１年３月２７日人事委員会指令第５８号、昭和５１年４月１日適用）

八　県立高等学校における生徒の教育実習指導に伴う宿日直勤務（昭和５１年３月２７日人事委員会指令第５８号、昭和５１年４月１日適用）

九　高等技術専門校における宿日直勤務（昭和５１年３月２７日人事委員会指令第５８号、昭和５１年４月１日適用）

十　県立特別支援学校における寄宿舎指導員の宿日直勤務（昭和４９年２月１９日人事委員会指令第３５号、昭和４９年２月１９日適用）

十一　児童相談所及び成徳学校における宿日直勤務（昭和５９年３月３１日人事委員会指令第４９号、昭和５９年４月１日適用）

十二　食肉衛生検査所、食肉地方卸売市場及びダム管理事務所における宿日直勤務（昭和５２年４月１日人事委員会指令第２号、昭和５２年４月１日適用）

２　第２条第３号の常直勤務

一　成徳学校における常直勤務（昭和５２年４月１日人事委員会指令第２号、昭和５２年４月１日適用）